

司法院积字第 804 号解釈について

2021年5月21日、司法院は、司法院积字第804号解釈（以下、「本解釈」という）を公示した。本解釈の作成経緯は、一部の地方裁判所と知的財産裁判所の裁判官が、著作権法第91条第2項・第3項、第91-1条第3項及び同法第100条の規定を適用する際に、これら法律規定の合憲性について疑問を抱いたため、それぞれ法律に基づき訴訟手続きの停止を決定した後に、司法院に対し憲法の解釈を申し立てたほか、終局判決が確定した当事者の一人も、前述の規定が比例原則及び憲法が保障する平等権に違反していると主張し、司法院に対し憲法の解釈を申し立てたことによる。上述の違憲紛争に対し、本解釈では「合憲的解釈」を明確に示しており、弊所は、その要点について、以下の通りに簡略に説明する。

一、本解釈の争点のまとめ

関係条文	条文内容	争点
著作権法 第91条 第2項	販売又は貸与を意図し無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害する者は、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、NT\$20万以上 NT\$200万以下の罰金を併科することができる。	(1)所謂「複製」は、法律の「明確性の原則」に違反するか否か？ (2)「6ヶ月以上の懲役」は、法定自由刑の下限であるが、憲法第8条が保障する人身の自由に違反するか否か？
著作権法 第91条 第3項	光ディスクを複製する方法により前項の罪を犯した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、NT\$50万以上 NT\$500万以下の罰金を併科することができる。	(1)所謂「複製」は、法律の「明確性の原則」に違反するか否か？ (2)「6ヶ月以上の懲役」は、法定自由刑の下限であるが、憲法第8条が保障する人身の自由に違反するか否か？ (3)複製の方法が「光ディスク」である場合に、併科できる罰金が引き上げられるのは、憲法第7条が保

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		障する平等権に違反するか否か？
著作権法 第 91-1 条 第 3 項	前項 ¹ の罪を犯し、その複製物が光ディスクである場合、6ヶ月以上3年以下の懲役に処し、NT\$20 万以上 NT\$200 万以下の罰金を併科することができる。ただし、第 87 条第 4 号の規定に違反して輸入した光ディスクについては、この限りでない。	(1)所謂「複製」は、法律の「明確性の原則」に違反するか否か？ (2)「6ヶ月以上の懲役」は、法定自由刑の下限であるが、憲法第 8 条が保障する人身の自由に違反するか否か？ (4)頒布する不法複製物が「光ディスク」である場合に、法定自由刑の下限及び併科できる罰金が引き上げられるのは、憲法第 7 条が保障する平等権に違反するか否か？
著作権法 第 100 条	この章の罪は、親告罪とする必要がある。ただし、第 91 条第 3 項及び第 91-1 条第 3 項の罪を犯した場合は、この限りでない。	同法第 91 条第 3 項及び第 91-1 条第 3 項を親告罪としないのは、憲法第 7 条が保障する平等権の規定に違反するか否か？

二、合憲性に係る理由の要点まとめ

1. 所謂「複製」は、法律の「明確性の原則」には違反しない。
著作権法にいう「複製」とは、著作物の再製を指すことから、その意味を理解するのが難しいわけではなく、かつ既存の著作物の形式や内容について変更を加えた上、創作の要素を含む「翻案」とは明らかに別である。したがって、個別の案件が「複製」の関連規定での規制対象に該当するかは、一般人が予見できると考えられるほか、司法制度によって審査し判断することもできるため、法律の「明確性の原則」には違反していないと、本解釈は示した。
2. 法定自由刑の下限である 6ヶ月以上の懲役は、憲法が保障する人身の自由に違反しない。

¹ 著作権法第 91-1 条第 2 項：「著作財産権を侵害する複製物を明知した上、頒布し、又は頒布の意図をもって公に陳列し、若しくは所持する者は、3 年以下の懲役に処し、NT\$7 万以上 NT\$75 万以下の罰金を併科することができる。」

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

国家が実施する人身の自由を制限する刑罰は、憲法第 23 条の比例原則に適合するために、行為から生じる危害及び行為者責任の軽重と相当するものでなければならない。当該紛争が関わった条文について、立法者は、比較的低コストで不法に暴利を貪ろうとする不法な複製行為が、経済の秩序を乱して著作権の関連産業に危害を及ぼすことは、悪質で重大な犯罪行為であると考えていた。これを鑑み、本解釈は、当該条文の追及する立法目的は明らかに重要な公共の利益に属すゆえ、当該加重刑罰の規定は立法の裁量範囲に属し、かつ、裁判所は個別の案件の情状に応じ、刑罰の程度を調整することができるほか、刑法第 59 条の規定に基づきその刑の軽減を酌量することもできるため、本解釈に関わる条文は、憲法が保障する人身の自由に違反しないと示した。

3. 「光ディスク」を法定刑罰の引き上げの基準とすることは、憲法が保障する平等権に違反しない。

本解釈の説明によると、立法者が強度の異なる刑罰を採用したことで、差別的な扱いになったとしても、仮にその立法の目的が重要な公共の利益を追求することであり、かつその採用された分類の基準と目的との間に実質上関連性がある場合には、憲法が保障する平等権には違反しないとしている。本解釈では、「光ディスク」を用いて複製し、不法な複製物として頒布することは立法の当時における犯罪行為の主要な態様であり、重大な損害をもたらすおそれがあることを鑑み、「光ディスク」を法定刑罰の引き上げの基準とすることは、憲法に違反していないと示された。注意に値するのは、本解釈では、テクノロジーの発展に伴い、現在に至っては他人の著作物を不法に複製する主な記録媒体及びその複製の方式が当時と明らかに異なっているため、立法機関が「光ディスク」を処罰加重の基準として維持するか否かについては、適時に検討し修正すべきであるとも示されていることである。

4. 著作権法第 100 条は、憲法が保障する平等権に違反しない。

立法者が犯罪によりもたらされる損害の程度などの要因を考慮し、特定の犯罪を親告罪として設定することは、立法政策上の選択であり、それについて本解釈は、緩やかな基準で審査すべきであると認めている。そこで、「光ディスク」が著作権産業に損害を与える主要態様であることを考慮して、著作権法第 100 条で採用された基準は、目的と実質上関連性があり、憲法が保障する平等権に違反しないと認めるべきであると示している。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。